

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和6年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和6年12月19日（木） 午後2時から午後2時52分まで
開 催 場 所	研修室（さくらホール1階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 土田 雅一、前田 善信 保 険 医 代 表 三 條 治、永島 剛、平原 和久 公 益 代 表 小 峯 邦明、鈴木 浩、須藤 千詠子、田村 充子 事務局：市民部長、保険年金課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（国民健康保険係） 欠席者：島田委員、柳下委員、松本委員、堺委員
報 告 事 項	なし
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 (2) その他
配 布 資 料	・第1回会議録（資料1） ・令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について（答申案）（資料2） ・令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について（答申案）反映表（別紙）
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1) 会議での意見等を答申書に反映させることを前提とし、文章の表現や意見等の掲載の有無は最終的に会長に一任とする。 議題(2) なし
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	開会 （会長） 令和6年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は9名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。 それでは、議題(1)「諮問事項の検討について」事務局から説明を求める。 議題(1) 諮問事項の検討について 「令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 —配布資料に基づき事務局から説明— 【質疑・意見等】 （会長） 事務局からの説明について委員から質疑等をお願いする。 （委員） 資料2の5頁について、応能・応益割合が50対50であるという考え方はなくなったとのことだが、東京都等からの指示で掲載しているのか。 （保険年金課長） 従前の50対50という考え方は平成30年度の国保財政の都道府県化に伴い廃止となった。その後は東京都が財政の責任主体となったため、5頁の「東京都が示した本市の令和7年度算定結果における応能・応益割合」のように、各市町村の所得状況等に合わせて割合を示している。

本市の現状、たとえば基礎（医療）分であれば応能・応益割合が60対40であるが、都が示す割合と乖離しているため、均等割額を上げる必要があるなど、そういった目安となるように載せている状況である。

（委員）

応益割のように、加入者数に応じて保険税が多くなるということが課題となっている。本市がそれを踏まえて応能・応益割合を決めることは可能なのか。

（保険年金課長）

まだ先のことはあるが、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険税額とする「完全統一」が実施された場合、東京都が示した保険税率を使用することとなる。その場合、現在の状況では急激に均等割額を上げることとなり、独自に応能・応益割合を決めることは難しい。東京都が示した応能・応益割合を見ながら税率改定をしていかなければならない。

（委員）

資料2の9頁5段落目に記載している「一人当たり総所得金額が多摩26市中、最も低い状況であることを考慮すべきである」といった意見もあったところである。」について、平均所得が低いということは高所得者が少ないということの意味しているのか、それとも低所得者層が他市に比べて多いと言っているのか。もし全体的に低所得者層が多いということであれば、それを説明したほうがよい。

（保険年金課長）

国民健康保険加入者の所得状況における他市との比較ができないことから、他市と比べて全体的に低所得者層が多いといった文章の掲載が難しい。

（委員）

平均で言ってしまうと低所得者層の絶対数が多いかどうかわかりにくい。平均が低いから税率を減らすということになると、都内で平均が高いところの低所得者層は考慮しないでもいいのかということになってしまう。

文章のニュアンスとしては低所得者が多いから考慮したほうがよいということだと思われるが、高所得者がいないため低所得者からもっと保険税を負担させる内容にしたほうがよいという文章にも読み取れてしまう。もっとはっきりとわかりやすい文章のほうがよい。「考慮」という言葉を変更すればよい。

（会長）

これまでの意見等については、答申書に反映させることを前提とし、文章の表現や意見等の掲載の有無については、答申までの時間的な制限があるため、最終的に会長である私に一任していただきたいが、よろしいか。

（委員）

会長に一任する。

（会長）

答申書は今日25日に正副会長2名と事務局の同席を伴い、武蔵村山市長へ持参する予定である。委員の皆様には答申書の写しを後日郵送させていただく。また今回の会議録署名委員の指名について、被保険者代表として土田委員、保険医代表として平原委員、公益代表として須藤委員を指名する。

それでは、議題2「その他」について、事務局から説明を求める。

議題(2) その他

（保険年金課長）

先ほど会長からも説明があったように、答申書は今日25日に正副会長2名と事務局の同席を伴い、武蔵村山市長へ持参する予定である。その後、速やかに答申書の確定版を委員へ送付すると同時に、広資料にて公開する予定である。

（会長）

それでは、令和6年度第2回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。

会議の公開・ 非公開の別	☒ 公開	傍聴者： 0 人
	☐ 一部公開	
	☐ 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由（ ）	

会議録の開示・ 非開示の別	☒ 開示
	☐ 一部開示（根拠法令等： ）
	☐ 非開示（根拠法令等： ）

庶務担当課	市民部 保険年金課（内線：132）
-------	-------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 _____

被保険者代表委員 _____

保険医等代表委員 _____

公益代表委員 _____